

亀山市市民協働センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月20日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第2号

亀山市市民協働センター条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市市民協働センター条例施行規則（平成18年亀山市規則第59号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「大会議室」を「大会議室」に、「第1会議室」を「第1会議室」に、「第2会議室」を「第2会議室」に、「和室」を「和室」に、「多目的ホール」を「多目的ホール」に改め、「（うち介助必要者 人）」を削り、

住所	TEL	を
氏名		

<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	申請者が異なる場合	住所	TEL	に
		氏名		

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。